

社会福祉法人健勝会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健勝会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程ににおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)評議員とは、定款第17条に基づき置かれる者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円。ただし、源泉所得税額を差し引いた金額

2 評議員等が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会等出席報酬等	5,000円。ただし、源泉所得税額を差し引いた金額

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年 6月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 3月26日より適用する。